

社会委員会通信

No. 22

2005. 10. 30

発行：横浜港南台教会 社会委員会

〒234-0054

横浜市港南区港南台 7-8-29


Tel : 045-833-5323 Fax : 045-833-6616

10月の社会委員会学習会は「戦時下でのキリスト教会と『戦責告白』」と題して、佐野匡兄に発題をしていただきました。佐野兄には膨大な教会史・教団史の資料をまとめていただきました。大変なご苦勞であったと思います。兄の奉仕に心から感謝いたします。

さて、今回の学習会が成立した経緯は、平和聖日の岩井健作牧師の講演に遡ります。前号の『社会委員会通信No.21』の巻頭言でも触れましたが、社会委員会が講演後に確認したのは、「私たちが『日本基督教団』について知らない点が多い」ということでした。とくに歴史的なことから対して知識が不足しているという反省を共有していました。それと同時に、一通のメールが私のもとに届きました。その内容は、「資料に基づいた事実ベースでの学習会を行うことは出来ないでしょうか。私が発題をすることもやぶさかではありません」という佐野兄からの提案でした。委員会としては願ったり、叶ったりということで、早速、佐野兄に今回の発題を依頼するという運びになりました。

今回、多くの資料をもとにした「事実ベース」の発題は示唆に富むものでした。私たちはこの学習会を通して、学ぶ点が非常に多かったと思います。読者の皆様、ぜひとも本誌をお読みいただいて、教団の歴史について、また未来について一緒に考えていきましょう。なお、参加者は26名（女性15・男性11）でした。参加者の皆様ありがとうございます。

（社会委員長：秋吉 和史）



社会委員会学習会：戦時下でのキリスト教会と「戦責告白」

❖ 講演要旨

佐野 匡

1. はじめに

私たちの教団は、「戦責告白」を1967年に出版しました。明治学院はもっと厳しい告白を出しています。他のプロテスタントの教派も大体90年以降に「戦責告白」を出しています。

お配りした資料は、基本的には日本基督教団

宣教研究所の教団資料編纂室が編纂した『日本基督教団史資料集』全5篇の中から採っています。その他、参考にしたのは土肥昭夫著『日本プロテスタント・キリスト教会史』（新教出版社）、基督教学校歴史研究会編集の『主を畏れる 資料に見る戦時下の金城学院と基督教』（キリスト

新聞社)です。最後の資料は、この学院の理事長が教団の統理者であった富田満氏ということで、戦時下の学院と日本基督教団の歩みを資料を通して概観しています。神社問題については、高橋哲哉著『靖国問題』(ちくま新書)から採っています。

戦時下の日本基督教団の話をする時、教団ができる前に既に日本のキリスト教会はある状態に追い込まれていたということがありました。ですから日本基督教団ができる前、日本基督教連盟とか諸教派の教会があった時代に、どういふことが起こり、そこでどういふ状況が始まったかということから話を始めます。

2. 1930年～1932年

1930年～32年には満州事変、上海事変が起こり、満州国が建国宣言を発表します。神社問題がこの時点で出ています。32年に上智大学の学生が靖国神社参拝行事に不参加を表明し、それについて文部省からカトリック教会に異論が出ました。ここで大体方向が決まってしまいました。文部次官が「神社参拝は教育上の理由に基づき、愛国心と忠誠を現すもの」と回答し、ここから政教分離が始まります。

3. 1933年～1934年

1933年に日本は満州国問題で国際連盟を脱退します。その時期にキリスト教会は満州伝道会を組んで伝道を始めます。つまり、満州国ができて、そこに日本政府や軍部が進出することに呼応して、キリスト教の有志が満州・中国に進出していくこととなります。

1934年、非常時における国民精神の高揚のため、神仏基の指導者を招待して開かれた懇談会に、キリスト教より7名出席しています。当時

のキリスト教は、日本では非常に少数だったので、指導者の中には、自分たちは神道と仏教に比べて弱い立場であるという認識があります。それでこういう場所に自分たちが一緒に呼ばれるのは、誉れだと思っております。政府が自分たち少数のキリスト教を認めてくれたのだという発想です。こういうことがあると必ずその後「お礼」の話が出てきます。これが後で宗教団体法の話が出てくる時の重要なポイントになります。

4. 1935年～1937年

1935年に蘆溝橋事件から日中戦争が始まります。意外なことに、日本メソヂスト教会やいくつかの教派は、積極的にこの日支事変を支援します。例えば日本福音ルーテル教会は、日支事変は聖戦であるとして積極的に支援します。日本メソヂスト教会も日中戦争勃発に伴い戦争協力、中国伝道等、積極的にアピールをします。日本組合基督教会は「支那事変に関する声明」、「時局に処する申合せ」を決議し、協同一致とか奉公の誠とか、これも積極的に支援します。それが今資料として残っています。その時期に矢内原忠雄先生が論文を出して東京大学の教授を辞めています。

この流れの中で際立ってくるのが無教会派で、反戦を打ち出します。恐らく教会の中で、反戦や戦争の問題で積極的に発言したのは無教会派だと思います。その代表例が矢内原先生です。驚いたことに37年12月に、日本キリスト教指導者45名が連署で「世界各国に在る基督教指導者への開書」を発表し、世界中のキリスト教関係者に「この戦争は正しく、理由があって行ったということを理解してほしい」というメッセージを送ります。日本の中国占領に対する国

際世論の悪化を恐れる政府のために、日本参戦の正当性を謳ったのです。

5. 日本基督教連盟

この時期に日本の教会は、諸教派という形で、まだ教団という形を作っていません。1923年に日本の主要教派、キリスト教団体、日本ミッション同盟加盟の諸ミッション団体が一緒になって日本基督教連盟を結成します。この時点でキリスト教の諸教派は、「満州事変・上海事変で連盟は平和的解決を世間に訴えたが、政府に対しては何も言わなかった」のです。

満州国建国に伴う国際連盟脱退については、第11回連盟総会(1933.11)で「非常時局に対する声明書」を出して「日本の満州植民地化政策を是認し、前にキリスト教精神の具現とした国連よりの脱退をやむを得ない」としました。

国内問題では、政府の関係者を総会に呼んだり、いろいろな会合に招待したりしています。「文部省当局は、国体の本義の自覚、国民精神作興の必要性を強調し、連盟の精神作興運動を高く評価し、キリスト教の日本化を促し」ました。これに対し先に述べた「非常時局に対する声明書」で、「日本精神の真意を把握し、その発揚に努めること。キリスト教が皇室の尊厳、国運の基礎を明らかにする上で最善の貢献を為し得ることを高調し・・・」とっています。ここではもう明らかに組み込まれているのです。

明治時代にキリスト教が入って来た時には、もう万世一系の明治天皇がいて、そこに組み込まれたわけですから。そこで生きていくために、皇室の尊厳というようなことが出てくるのです。ここのポイントは、「キリスト教の日本化」ということです。この後「日本基督教」というのも出てきます。それはどういうことかと言うと、

「政教分離」、要するに「神社は非宗教」ということと信教の自由があって、そこで日本独特のキリスト教を作るのだという発想に変わるわけです。その背景は何かと言うと、恐らくこれは自分たちが日本で作った教派であって、それに対してミッション系があるのです。これは欧米のミッションが日本に入り、やっていたキリスト教なのです。ここでちょっと異質な、キリスト教の日本化とか、日本基督教ということが出てきます。

第14回総会(1936.11)では「キリスト教が教育勅語の趣旨を實踐し得る力を示すこと、当局の神社非宗教化の趣旨に従って神社参拝をすすめることを唱え、社会信条のうち、準戦時体制にふさわしくない表現を注意深く削除し、国体明徴に奉仕する忠良な国民の養成、世界平和の強調」というようなことをどんどん入れていくのです。日本が満州に進出し、日支事変へと拡大していく過程で、キリスト教もそういうことを始めます。



6. 1938年

1938年には教会合同運動が起こり、日本基督教連盟が日本基督公会規約を作って各教派に送ります。これは後で日本基督教団がどのような経緯で結成されたかということに関係します。

また38年には国家総動員法が公布され、国として完全に戦争状態に入っていきます。

7. 神社参拝の説得活動

総督府は三・一独立運動の思想善導政策の一つとして1919年に朝鮮神社をソウルに設立し、

そこに参拝するように言います。もともと朝鮮にそういう神社はありませんから、「朝鮮人キリスト者にとって神社参拝はキリスト教の背信行為であり、民族的屈辱である」と言って抵抗しました。そこで日本基督教会大会議長の富田満氏が1938年に朝鮮に行って神社非宗教を唱え、「神社参拝は国家の祭祀として国民に要求されているものである。国家はこれまで信教の自由を踏みにじり、特定の宗教礼拝を強要したことはない。キリスト教が禁止されたときにのみ殉教すべきである」と説得したのです。

富田議長はこれで説得できたと喜んで報告するのですが、実は「なお反対運動を続けた朱基徹牧師ら2千名のキリスト者は投獄され、朱ら50名は獄死した」のです。この事件は韓国のキリスト者にとって非常に大きな問題です。この朱牧師については、インターネットに彼の最後の説教が出ています。彼は「これも神の導き」として最後に獄死します。

8. 「日本基督教朝鮮長老教団実践要目」

その後の朝鮮について、資料集に「日本基督教朝鮮長老教団実践要目」が載っています。その中に「神社参拝及び必勝祈願の励行」の項目や「皇民の練成」には「各信徒の家庭毎に大麻（＝伊勢神宮および諸社から授与するお札）を奉斎し、皇道精神を徹底せしむること」とか、「国体の本義に基づき、忠君愛国の精神と敬神崇拜の誠を涵養すること」とか、「信徒の皇民練成の実を挙ぐるため、皇国古典及び国体本義に関する指導教本を編纂すること」と書かれています。要するに日本化を進めるということですが、そこに日本の教団が入り、朝鮮の長老教会と協定して、こうしなさいということを取り決めたという例です。

他に資料集には、日本が対外的にどのようなことをしていたかということが出ています。例えば、教団はその後フィリピンの信徒に宣伝ビラを配ったり、満州に開拓団を出したり、インドネシアに宣教師を送ったり、そうした活動を積極的に行いました。

9. 1939年～1940年

1939年に第2次世界大戦が始まり、ドイツがポーランドに侵攻します。この年の連盟総会で宮城遥拝、国歌二唱が礼拝の中に入ってきます。その後いろいろな礼拝の中に、必ず国歌斉唱と宮城遥拝が入り、そのやり方が具体的に指導されています。そしてちょうどこの頃からキリスト諸教派が教団設立に動き出すという流れが出てきます。

各教派は、教団を作ろうとしますが簡単にはできることはありません。従来、救世軍の日本本営運営幹部がスパイ容疑で東京憲兵隊に捕まった事件が起こり、それがきっかけとなって教団が形成されたと言われています。そこはちょっと違うようですが、このようなことがあったということは、キリスト教の歴史の中で大変重要です。

1940年、日本は仏印に進駐、日米関係は悪化し、日本在住のアメリカ人は日本を離れ、宣教師もだんだんアメリカに帰っていきます。ちょうど日本のキリスト教会の教派の動きが活発になった時期です。また大政翼賛会がこの年に発足します。ここがポイントだと思います。日本の国内のいろいろな宗教団体が大政翼賛会で一致する時に合わせて、日本のキリスト教もここで合同の動きになったわけです。その裏づけとして、その年青山学院で開かれた「皇紀二千六百年奉祝全国基督教信徒大会」には2万人が参

加します。この中で初めて日本基督教団の合同が宣言されます。

10. 神社問題

高橋氏の『靖国問題』には、「神社問題というのは、天皇制国家がその支配を貫徹するために神社神道を国家神道として保護育成し、国民を精神的に統制し、動員するために神社非宗教を唱え、神社参拝を強要することに関連する諸問題である」とあります。要するに「神社は宗教ではありません。だからあなた方は従ってください」ということです。

まず、政府は調査会を作り神社が宗教かどうか検討させますが、分裂するに決まっているから結果が一致せず、この調査会は結論が出ません。そうすると日本基督教連盟は30年5月に諸教派、諸団体の連署で、「神社問題に関する進言」を出します。それは、「神社が宗教かどうかをはっきりさせてほしい。宗教でないならば、神社は非宗教化すべきであり、宗教であるならば信教の自由に鑑み神社参拝は強制すべきではない」というものです。判断を相手に任せ、自分たちは判断しないで逃げてしまっているのです。

その後出てくる事件が、先程のカトリック系の学校での神社参拝拒否の話です。上智大学の話が最初に出てきますが、上智大学は転向するのです。「東京大司教は神社が宗教であるならば、カトリック教会としては参拝は認められない」という文書を文部省に出すのですが、「宗教であるならば」と言ってしまうわけです。ここでこの論理は既に合わないのです。「神社は宗教ではない」と明治以来ずっとそれできているのですから、そこで論理が破綻しています。当然文部省は、「学生生徒児童を神社に参拝せしむるは教

育上の理由に基づくものにして、此の場合に学生生徒児童の団体が要求せらるる敬礼は愛国心と忠誠とを現はすものに外ならず」と回答します。つまり宗教ではなく、「愛国心と忠誠心を現すもので、教育的なことだからやってください」というわけです。

そうするとヴァチカン駐日教皇使節に「神社に於て、国家的儀式が行はれる場合には忠誠と愛国心との表明を目的とするものであるから、日本に於けるカトリック教区長等はカトリック信者に、他の参列者と同様にこれらに参列するやうに教へねばならない」という通牒を送ります。カトリックは認めてしまったのです。神社は非宗教であるから、国家的儀式が行われる場合は参列するように、ということです。これが一つの流れです。

日本のキリスト教の人たちは、教派がどういふものかということあまり考えないで、感情的なものが非常に多いです。ここもそうですが、自分たちが神社をどう思うかはどこにも出てきません。政府がこうならばこう、こうならばこうですと言っているのです。政府はもともと非宗教だと言っているのです。こうして神社問題はどんどん政府主導になります。



11. 「神社非宗教」論：「神社は宗教にあらず」

高橋氏の本からの引用ですが、1930年にはこういう文書が出ています。「超宗教としての神道、神の道こそ帝国臣民の迎ふべき唯一の道であり、天皇に忠誠を誓う皇道としての愛国心であって、仏教やキリスト教を信じるのは各人の自由意志

であってよいけれども、しかしその自由意志は決して反抗したり、異議を申し立てたりしてはならない。また「その義務に反する者は、家族の一員が家族たる関係を断ち切られるように、国民から追放されて非国民となるしかない」とあります。

要するに、「自分たちがキリスト教を信じるのは自由です。それは信教の自由です」と言いながら大きなところに規制をかけ、その枠内ならば良いということです。ここが神社非宗教論の根拠なのです。全部この論理でくるわけです。

これで相手が国家になると、国家に逆らってはいけませんから、礼拝の中に宮城に向かって最敬礼するとか、国旗に向かって敬礼するとか、国歌を歌うことになってしまうわけです。

1936年に連盟は結論を出します。「キリスト者は、神社の国家的性格を認め、忠実な国民としてその遺跡に敬意を払うべきである。キリスト者は神社問題に関する政府の見解を受け入れるべきである。キリスト者は国家的意識に付随する宗教的形態の除去をもとめるべきである。キリスト者は神社の国家的祭神への敬礼と神礼拝が相違することを関係者に伝えるべきである」として決着させます。神社問題に関しては、「非宗教」としたことによって、いろいろなものが消されてしまったということです。

だから靖国の問題を論ずる時は、この点をきちんと捉えないと拙いのです。かつて日本のキリスト教派は神社問題でこういう理解をしてきたということを踏まえて議論しないと、意見が異なる人たちを説得できません。インターネットには、「キリスト教徒が何を言っているか。こういう事実を知らないのか」という書き込みがたくさんあります。ですから、これを自分たちできちんと理解し、認識する必要があります。

12. 「靖国の英霊」

高橋氏が書いていますが、1944年4月の「日本基督教新報」に「靖国の英霊」が掲載されています。ここに「血」がよく出てきます。「この血の尊さは英霊を神と祀る日本の伝統のみがよく知る所である。…この血に最高の意義を見、祭神と讃へる精神は、我が日本において外にはない。…基督教は血の意義を最も深く自覚した宗教である。…即ちキリストの血こそ救拯の根源であるからである」。ヘブル書の記者は血の意義を顕揚していると書かれています。更に「血の意義の深さを伝統として有した初代日本基督者が、キリストの血の意義に初めて触れた時心躍ったのは当然である。キリストの血に潔められた日本基督者が、護国の英霊の血に深く心打たれるのは血の精神的意義に共通のものがあるからである」というように、靖国神社に祀られている人を称えているのです。

また高橋氏はこうも書いています。「無惨と言うべきだろう。当時の日本の基督教はここに至って、『神社非宗教』すなわち『祭教分離』の狡知に完全にはまってしまったと言わざるをえない。キリスト者たちははじめ、『祭祀』と『宗教』を分けること、『国民としての公の義務』と『各自の私的信仰』を分けることで、自らの『宗教』と『信仰』の領域を確保できると考えたかもしれない。しかし実際に起こったのは、『祭教分離』が『祭教一致』を帰結するというパラドキシカルな事態であった」。

13. 日本基督教団設立までの経緯①

日本基督教団は1941年に設立されます。そして富田満氏が設立代表者として統理者になります。その半年後、太平洋戦争が始まります。ここから完全に体制に組み込まれ、富田氏は「重

大時局に際し各教会に告ぐ」という文書を出し、教団は積極的に関与していくことになります。

日本のキリスト教会の特徴として、資料集には「19世紀半ばより欧米諸教派の日本伝道により、多くの教派が日本に生まれる。日本の諸教派は、大体関係ミッションの背後にある本国の教派的色彩を受け入れ、日本の状況の中で調整」とあります。ここで教派に対する理解の曖昧さが二つ指摘されています。

一つは「近代日本では、天皇制の支配原理が宗教的イデオロギーとして社会に浸透していたため、信教の自由、政教分離は基本的に成立し難かった。そこで宗教集団の自由や創造的活動は制約され、抑圧されていった。その上キリスト教は少数者宗教であったため、相互に分立するよりも結束し、統合することが促された。つまり、教派の社会的基盤は弱かった」ということです。キリスト教は少数の集団で、活動しようと思っても天皇制の下では非常に制約があって弱かったということですが。

もう一つは石原謙氏が指摘していますが、「教会概念が不明確であって、一種の精神運動に甘んじている。つまり教派性に対する消極的な態度・無意識な懐疑、教会の法的な性格および精神の弱さ。その特徴として聖書主義または福音主義が強い」ということです。教派がたくさんあったけれど、みんなそれぞれ自分たちの教憲・教規を持っていて、それが統一されていないのです。

14. 日本基督教団設立までの経緯②

20世紀になってアジア各地(インド・中国・フィリピン・タイ)に教派合同運動が起こり、合同教会が次々に成立します。また日本ミッション同盟が日本基督教連盟に合同を持ちかけて

きます。世界のこうした流れを受けて、日本でもそうしたいという動きになりました。

そこで連盟内に「教会合同機運促進に関する調査委員会」が設置されますが、うまくいきませんでした。なぜなら、教派によって信仰の捉え方とか、規則とか、憲法が皆違うからです。それと、連盟の憲法には「教会の信条及政治の諸問題に触るる権能を有する者に非ず又其決議は強制的なるものにあらず」と書いてあります。つまり連盟はこういうことはやらないと言っているのです。それは信徒たちが自分たちでやることで、集合体である基督教連盟はそうしたことはやらないと言っているのです。そこに合同の話を持ってきてもうまくいきません。だから一進一退ではっきりしない状況が続きます。日本のキリスト教諸教派はそれほど積極的ではなくて、むしろ自分たちの教派をどうするかということにあくせくしていたというのが実態です。

15. 日本基督教団設立までの経緯③

1935年、教会合同委員会は連盟を通じて「日本基督公会規約(試案)」を各教派に送付します。これは「基督の肢体たる教会を以て組織する」とか、「我等は天地創造の主、全能の父なる神を信ず」とか、使徒信条や信仰告白の部分が入っていて、特別問題になるところはありません。

1939年4月、宗教団体法が公布され、翌40年に施行されます。これは国が宗教団体を管理することを目的とした法律です。普通なら「これは大変だ」と思うはずですが。国が自分たちの団体を規制する法律を作ったのですから。いろいろな規制が始まって、自由ではなくなってしまうのではないとか、今まで神社非宗教とは言いながら、一応枠内では自由であったのに、と思うはずですが。ところがキリスト教指導者は、

この法の成立を歓迎しました。「これによってキリスト教は教派神道や仏教と法的に同列におかれ、文部省の保護を受け、日本人の間にみられるキリスト教排撃の風潮がなくなるだろう」と思ったのです。

これについて第 17 回日本基督教連盟総会は「斯くて基督教は従来神道仏教以外の其他の宗教の中に繰入れられて、国法上には明確なる存在を欠けるものなりき。今回宗団法によって『基督教』が法文上に表はされ国家が基督教団体の存在を公認したるものとして、従来国体との関係に就て偏見や疑惑を有し居りたる者の蒙を啓き迷妄を拭ひ去る機会となるべし」と報告しています。

この当時の指導者は、この法律は自分たちにとっては良いと見たわけですが、もちろん政府はそう思っていないわけで、この時期には日本がどんどん中国に進出していて戦時体制になっていますから、この段階でこういう法律を出してくるのは当然「統制」の意味があるわけですが、今思えばそうですが、当時は喜んでしまっているのです。ところが後にホーリネス弾圧が起って、宗教団体法は自分たちにとって利益のあるものではないということに気づきます。

この宗教団体法の施行と前後して、諸教派は自派の教団を設立しようとし、教団規則を作って文部省と折衝しています。例えば日本基督教会は自派の教団設立認可を文部省に申請します。この段階では文部省も内々それを認めると言っているが、実はそうではありませんでした。文部省は申請したものを全部受理するけれども、結論は言わないのです。いろいろな教派の人がいろいろな案を持ってくるので全体が分かりませんが、各教派の人は他の教派のことは分かりません。文部省はこの宗教団体法に基づいて各教

派の教団設立の規則を全部受理し、教会全部の合同を考えました。

各教派は、うまく行ったら自分たちで一つの教団を作るが、駄目な場合は合同してもいいのではないかと天秤にかけているのです。これが 39 年から 40 年にかけて宗教団体法のできる前後の動きです。

16. 日本基督教団設立までの経緯④

1940 年 8 月、近衛内閣の時に教派合同は文部省の要望であることを各教派の責任者に伝えたという事実を示す資料が出てきました。更にその年 10 月に青山学院に 2 万人が集まった皇紀二千六百年奉祝信徒大会で、「吾等は全基督教会合同の完成を期す」と宣言しています。その前文には「吾等基督教信徒も又之に即応し教会教派の別を棄て合同一致以て国民精神指導の大業に参加し・・・」とあります。つまり、この準備会の段階で合意したということになります。時間的には文部省が教派の合同を要望したのが 8 月、信徒大会で宣言したのが 10 月、という流れになります。

結局政府の宗教統制政策に強いられて全教派が合同するというのではなく、折しも大政翼賛会が発足し、他の宗教団体もその傘下に集合しているので、「バスに乗り遅れるな」ということから教団を作ろうという話になったのではないかと思います。もちろん政府の圧力があっても事実ですが、その圧力に屈したのではなくて、教派の中には積極的に翼賛会の動きからめて教団を作ろうとした動きがあったのではないかと思います。ですから組織的にも内容的にも不十分な形でした。規則についても日本基督公会規約（試案）とそれほど違ってないものでした。

17. 日本基督教団組織

日本基督教団はどのような組織になったかと言うと、単純に「部」ができて、そこに各教派が入りました。「その部に属する各教派は従来通りの信条、機構、伝道を継続すること」で、一緒になったから統一した規則とか信条ではなくて、従来あるものを一緒にやっていくということでした。この部制は、富田氏が文部省と折衝して間もなく廃止されますが、当初は旧来の教派によってまとめられてできたものです。



18. 戦時下の活動：教団の基本的立場

教団規則の生活綱領には「本教団ノ生活綱領左ノ如シ。皇国ノ道ニに従ヒテ信仰ニ徹シ各其ノ分ヲ尽シテ皇運ヲ扶翼シ奉ルベシ」とか「誠実ニ教義ヲ奉ジ主日ヲ守リ公礼拝ニ与リ聖餐ニ陪シ教会ニ対スル義務ニ服スベシ」とあり、最後に「教団八天皇制国体ヲ扶養スルタメニ宗教活動ヲ行フコトを基本的立場ニ・・・」と書いてあって、基本的には天皇制国体を守るのが前提であるとしています。

その後教団は、戦時体制の中でどうしたらいいかという位置づけを必死に探し、その一つとして「日本基督教団戦時布教指針」を出します。これには「国体ノ本義ニ徹シ大東亜戦争ノ目的完遂ニ邁進スベシ」という綱領や、実践要目の中で「宣戦ノ大詔ヲ奉戴シ進ンデ国策ノ遂行ニ協力スルト共ニ思想国防ノ完璧ヲ期スルコト」「常ニ必勝信念ヲ昂揚シ、戦時生活ノ確立ニ努メ堅忍持久以テ最後ノ勝利ヲ確保スルノ鞏固ナル意志ノ涵養ニ努ムルコト」というようなこと

が書かれています。

そして8番目に「日本教学ノ研鑽ニ努メ日本基督教ノ樹立ニ邁進スルコト」として、「日本基督教」というものを盛んに言っています。こういう状況下でキリスト教はどうあるべきか、それを日本独特のものとしてどうするかということを考えてと思われます。そしてこういう項目のものを布教指針として出して、基本的に教団は戦時体制に入って行きます。

19. 教団が行った活動

太平洋戦争が起こると、統理者の名前で日本の正当性と戦時目的への奉仕を説いた通牒を発行します。当然ながら伊勢神宮に参拝します。また戦時事務局や教師練成会を作り、文部省の方針に基づいて皇道精神の教育と訓練を行って政府方針の徹底を図ります。それから「国民儀礼の作法」を出して事細かに儀礼の仕方を示します。それは宮城遥拝のやり方や、最敬礼の仕方、国歌を歌う時も「姿勢を正し真心から宝祚の無窮を寿ぎ、歌詞歌曲を正確に唱ふこと」とか、勅語の奉読の作法などを具体的に指示し、それらを行った上で最後に礼拝・説教が始まるわけです。

祈念についても、「次に靖国の神霊に対し奉り感謝の誠を捧げ、併せて皇軍将兵の武運長久を祈念致します」「始め」「終わり」とか、「祈念の長さは五息程度を可とす」とか、「司会者の言葉中に大東亜戦争の必勝並傷病将兵の平癒を祈念する等の字句を加ふるも可なり」というように「国民儀礼」について指示した通達を出します。

それから、教団教師が軍需工場などに行くというようなこともしました。また軍用機を献納した話もあります。これは有名な話で、教団が完全合同した感謝ということで献金を集め、飛

行機4機を献納し、日本基督教団の名をつけて戦闘に従事したという事実があります。飛行機は「愛国第何号（日本基督教団第一）と命名された写真が残っています。この他に名古屋の金城女子専門学院が献納した「金城女専号」があります。この学院は理事長が富田氏なので同じようなことをしたと考えられます。こうして先程の「生活綱領」や「国民儀礼」など日本の政府の方向に組み込まれ、その流れの中で行ったことが戦時中に教団が行ったこととなります。

20. 1944年～1945年

日本基督教団は1944年に「日本基督教団より大東亜共栄圏にある基督教徒に送る書翰」を復活節の日に統理者名で発表します。これは教団が教会員に公募して作った論文です。その論文を海外のキリスト者に送ったのですが、長文でびっくりするような内容が書いてあります。是非一度お読みください。

文部省は中央常会を開いて諸宗教代表者を招き、毎月徹底事項を決め、これを各宗派に伝え、各宗派はそれに説明を加えて下部常会に伝達しました。45年2月に出されたものには、「宗教報国精神の体現 死生超脱」とあって「我等基督者は平素如何に生き、如何に死すべきかを心得て居て『生命を救はんと思ふ者は之を失ひ、己が生命を失ふ者は之を得べし』生きるも死ぬるも我等は主のものなり』との信仰を以て特攻精神を裏付け、死も亦感謝又喜びであると確信して国家に奉公し、以て国難を打開しなければならぬ」とあります。

また「基督者にとりて死生超脱とは、死生への無頓着を意味せず『常にイエスの死を我等の身に負ひ』て『イエスの生命の我等の身に彰れん』事を求願しつつ、日々永遠の生命の中に歩

むことによりて十字架の道を感謝して生きることである」とも言っています。聖書の箇所を引用しながら、まさに特攻精神そのものです。

日本は敗戦を迎えますが、その敗戦に際して教団は明確に反省をしていません。むしろ好機と思って伝道に走ります。GHQが来て、キリスト教を広めなくてはならないという背景もあって伝道が始まり、反省が置き去りになります。それがずっと遅くなつての「戦責告白」に繋がったのではないかと思います。終戦になってから、日本基督教団は「我々の誠が足らず、報国の力が乏しかったので敗戦になったことを深く懺悔する」と言った他には何も言っていない。日本国民の総懺悔運動にしても「陛下に対する至忠尚ほ欠くる処あり、同胞に奉仕するに怠慢」だったと懺悔したのみです。



21. 戦後の教団—戦争責任—

戦後初の常議員会で、常議員・谷口茂寿氏は統理者や役職者が戦争責任をどう考えているかを問います。統理者・富田氏は「余は特に戦争責任者なりとは思はず、されど責任を感じて辞職すべき者なりとせば今辞職することは軽き事なり。ただ重要責務山積せる今日直に辞職するは反って無責任なり」と言って辞任しません。谷口氏はこの後、教団を離れてしまいます。

反省としては「新日本建設キリスト運動」の中で、「我等は平和の福音を信奉する基督者として灰燼に帰したる帝都に立ち今更の如く自己の使命に対する不信と怠慢との罪を痛感し神と人

との前に深甚なる俄悔を表明する者なり」と書いています。しかし、教団トップの多くは戦後もほとんど残り、そのままの体制が続きます。具体的に戦争責任なり戦争についての反省はなかったということになります。

また、教団新報編集者はその記事(「戦時中に於ける教団立法行政の実相 戦争責任者は何人か」)の中で、「能動的に戦争を指導した覚えは毛頭ない。教団は政府、軍部の強調する戦争目的を其のまま部内に伝うることを命ぜられ、其の与えられた資料に由って判断して、それが正義であると認めた処を要求せられるがままに部内に宣伝したのである。・・・軍部、政府を信頼して、安心してそれを取次いだまでである。・・・戦争であるからは其の必勝を祈願し、意図することは国民の義務である」と言い、自分たちはそういう状況に追い込まれて、そうせざるを得なかったと弁明しています。

22. 戦争責任告白の成立①

この後、教団が何も反省しないことから、鈴木正久牧師らが福音同志会を作って新しい議員を選び、もう一度教団はやり直すべきだという提案をします。実際にそれは動かなかつたけれど、教団総会が開かれることで実を結びます。そういう根はあったのです。それでも戦争責任についての告白はなくて、教団としてはGHQのお許しがあって、伝道を盛んにするという方向に行ってしまいました。それと教団の指導者がそのまま残っていたということから、なかなかそこに行くのは無理だったのです。だから戦争責任を問うのは、その次の世代にならないと無理だったのではないかと思います。

23. 戦争責任告白の成立②

1966年の第17回夏期教師講習会で、若手教職たちから、戦時下の教団の戦争責任を明らかにすべきであるとする意見や、沖縄キリスト教団との合同を推進すべきであるとの提案がなされました。そこで岩井健作牧師を含む5名と校長の鈴木正久牧師にその準備が委ねられました。いろいろな経過を経て、第3回常議員会(1967年)は「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」(いわゆる「戦争責任告白」)を可決しました。

この「戦責告白」の発表期日が、「1967年3月26日復活主日」とされたのは、「日本基督教団より大東亜共栄圏に在る基督教徒に送る書翰」の日付が1944年復活節の日とされていたことを念頭におき、それを打ち消す意味が込められていたのです。

「戦責告白」の原案と、最終的に議長名で出された書簡を比較してみると、原案には少々きつい表現があります。例えば「わたしたちは教団の名において、吠える狼とともに吠えたのであります」この部分は議長書簡では削除されています。

また、原案の「日本の教会としての教団」という表現や「過去の誤りとその傷の痛みを、教団を正しい教会として成長させ給う恵みの主に向かって捧げる祈りの踏み石としてまいります」なども削除されています。更に「わたくしどもは、世界の、ことにアジアの諸国、そこにある教会と兄弟姉妹、またわが国の同胞に、今一度わたくしどもが祖国日本と共に犯した罪と誤りのゆるしを乞い」という箇所も削除されています。



24. 「戦争責任告白」をめぐるその後の論議

鈴木牧師たちはアジアの方に目が向いていたようです。先日の岩井牧師のお話では、韓国・台湾・フィリピンなどアジアの教会からは好意的な反応があったということです。しかし、日本基督教団内では完全に分かれず。反対派の中には昔の指導者が多くいたということと、戦争中教団議長を務めた方々がいたということですが、若い世代はむしろ好意的にこれを受け止めたと総括されています。一般新聞も好意的に紹介し、評価しているという側面もあります。

25. 明日の教団 『鈴木正久著作集』第3巻より

『鈴木正久著作集』第3巻に「主の摂理」についてこのように書かれています。「摂理というのは、人間の罪にもかかわらず、その罪さえも逆用して遂行される主のみ旨であります。私たちは、教団の成立にこの主の摂理を認めます。そしてこのことは、多くの不完全さや欠点があるにもかかわらず、この日本で成立した日本基督教団の、合同教会としての独自の意義であります。結果的には石を投げられるようなことをしたけれども、これも神の摂理なのだということです。「主の摂理という場合に、私たちはこの面にもある摂理を洞察しなければなりません」とし、挫折は挫折として負わなければいけないとしています。



社会委員会からのお知らせ

12月の社会委員会の活動は例年通り、寿町の支援を行います。毛布・防寒着・下着類・米・味噌・醤油・調味料・石鹸・タオルなど、献品できるものがございましたら、教会にお持ち下さい。また、上記の物品を寿町まで運んでいただけるドライバーの方も募集しています。さらに越冬支援のパトロールにもご参加ください。よろしくお願いいたします。

26. 終わりに

最後に明治学院の「戦争責任・戦後責任の告白」について話します。この特徴は、個人の名前を挙げていることおよび先の戦争に加担したことの罪と戦後そのことを公にしてこなかったことの責任を合わせて告白、謝罪していることです。「戦中から引き続き戦後も数年間理事長であった教団『統理』富田満牧師は自らも伊勢神宮を参拝したり、朝鮮のキリスト者を平壤神社に参拝させたりしましたが、このことが朝鮮の多数のキリスト者を殉教に追いやり、戦後も日朝両キリスト者の間に埋めがたい深淵を作ってしまったことは否定すべくもありません。朝鮮・台湾ではこの神社参拝問題のために、多くのミッションスクールは存廃の岐路に立たされたのです」とあり、また「1939年に学院長に就任した矢野貫城氏は宮城遥拝や靖国神社参拝などに大変積極的に取り組み、主への罪の告白を公には果たさぬまま、戦後しばらく学院長としてとどまった」こと、戦後においても反省と謝罪が公になされなかったばかりか、理事会の中の一人である田上穰治氏が、公権力の「英霊」参拝を積極的に推奨してきたとして、明治学院としての戦争中と戦後の告白をしています。

日本基督教団の中にも、もう一度「戦責告白」を見直したらどうかという議案を総会に出した人がいますが、一部でそういう動きもあるようです。